

議案第 5 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年11月26日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

市の債権に係る督促手数料を廃止するため、関係する条例を整備するものである。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(富津市債権管理条例の一部改正)

第1条 富津市債権管理条例（平成23年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

第7条第1項中「前条第1項」を「前条」に改める。

第8条、第9条第1項及び第10条中「第6条第1項」を「第6条」に改める。

(富津市税条例の一部改正)

第2条 富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(富津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 富津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年富津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(富津市介護保険条例の一部改正)

第4条 富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

(富津市道路占用料条例の一部改正)

第5条 富津市道路占用料条例（昭和48年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「、富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）第21条の規定の例により督促手数料及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。